

資料 1

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案（国際希少野生動植物種の追加）の概要

1. 改正の背景

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）の附属書Ⅰ掲載種をはじめ、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）において国際希少野生動植物種として指定し、その譲渡し等を規制している。
- 令和4年11月にパナマシティ（パナマ）で開催されたワシントン条約第19回締約国会議における附属書の改正（令和5年2月23日発効）を受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第29号）により国際希少野生動植物種を追加等した。しかし、当該政令の公布日（令和5年2月3日）以降に、*Pachypodium windsorii*（パキユポディウム・ウインドソリイ）を附属書Ⅰに掲載することについてワシントン条約事務局から通知されたため、今般、当該種を国際希少野生動植物種として追加することとする。新たに追加された種の法の適用日については、今回改正する政令の施行日とする。

2. 改正の概要

- 国際希少野生動植物種の追加（施行令別表第2の表2）

ワシントン条約附属書Ⅰに新たに掲載された1種 *Pachypodium windsorii*（パキユポディウム・ウインドソリイ）を国際希少野生動植物種として追加するため、施行令を改正し、譲渡し等に係る規制を適用することとする。なお、当該種を含むきょうちくとう科については、繁殖させたものの譲渡し等は禁止の適用除外である。